#### 越谷市介護サービス相談員募集要項

越谷市は、介護保険施設等を訪問して利用者の気軽な相談相手としてお話を伺い、利用者と事業者をつなぐ橋渡し役としてサービスが向上するよう事業者に働きかける「介護サービス相談員」を下記のとおり募集します。

記

- 1. 介護サービス相談員の目的及び業務内容の詳細
- (1) 介護保険施設等の高齢者向けにサービスを提供する事業所を訪ね、サービス利用者の話を聞き、日常的な不安・疑問を受けつける等の相談・傾聴活動を行います。
- (2) サービス提供等に関して、気づいたことや提案等がある場合は、施設等の管理者や職員にその旨を伝え、意見交換を行います。
- (3) (1)及び(2)により、苦情の発生を未然に防ぎ、事業所における介護サービスの質的な向上を図ります。
- (4) 1ヶ月につき3~4日程度の施設等訪問、2ヶ月につき1回相談員定例会議等への参加をします。相談・傾聴活動については、定例会議の際に提出・報告していただきます。
  - ※活動は平日に行います。
  - ※介護サービス相談員として採用後、各種研修等が修了するまでの間については、現職 の介護サービス相談員との同行訪問となります。

# 2. 研修

相談員として選任された方は、市が指定する研修を受講していただきます。

前期研修(例年東京都墨田区)	4日間(例年7月中旬)
介護施設等訪問実習(越谷市内)	7時間
地域ケア体制のヒアリング(越谷市介護保険課)	2時間
後期研修(例年東京都墨田区)	1日間(例年8月下旬)

# 3. 募集人員

若干名

- 4. 応募資格(以下のすべてを満たすことが必要です。)
  - •健康状態が良好な方
  - •18歳以上
  - ・越谷市内在住で、1ヶ月につき3~4日程度の相談活動ができる方
  - 市が指定する研修や会議等に参加できる方
  - ・現在、介護サービス事業所の役員または従業員でない方
  - ・介護サービス相談員の活動に意欲があり、ボランティアマインド及び協調性を有する方

### 5. 任期

任命された日の属する年度の4月1日から起算して3年経過する日まで(更新あり)

#### 6. 選考方法

一般公募とし、小論文・面接により選考します。

- (1) 小論文
  - ・ テーマ「私がめざす介護サービス相談員」 (自由様式:800字程度、手書き可)

# (2) 面接

- 応募者全員について行います。
- 日時・会場等については、別途連絡します。

#### 7. 応募方法及び締切り

(1) 所定の応募用紙に必要事項を記入し、小論文を添えて、越谷市介護保険課へ郵送、または持参で提出してください。(応募書類は返却しませんので、ご了承ください。)

【応募は随時受付を行っています】※持参の場合は、平日8:30~17:15

- (2) 応募用紙は市ホームページからダウンロードをしていただくか、または越谷市役所介護 保険課窓口で配付します。
- 8. 相談員の登録及び派遣
- (1) 相談員として選任された方は、越谷市介護サービス相談員として登録されます。
- (2) 施設等への派遣をはじめとする事業のとりまとめは、越谷市介護保険課で行います。

#### 9. 謝礼等

- (1) 1日につき 4時間分を支給します。(施設等における相談業務を 2時間、報告書の整理時間を 2時間とし、1日概ね 4時間とします。)
  - ※日ごろの訪問活動への旅費の支給はありません。
- (2) 研修会負担金及び研修旅費は別に支給します。

# 10. 選考結果の通知

選考結果は、応募から概ね2か月以内に、応募者全員に郵送にて通知します。

# 11. 留意点

本募集の選考結果に係る介護サービス相談員の登録は、予算の成立が前提となりますので、あらかじめご了承願います。

介護サービス相談員は、活動上知り得た秘密を他に漏らさないことを誓約し業務にあたります。また、その職を退いた後も同様とします。

なお、相談内容に応じて、問題解決を図るために必要な範囲で個人情報を関係機関に提供する場合があることから、利用者等のプライバシーの保護に配慮しつつ活動にあたることになります。

# 12. 問い合わせ・申込先

越谷市介護保険課 計画担当

・ 住 所:〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1

・ 電 話:048-963-9305(直通)

・ メール : kaigo@city.koshigaya.lg.jp